

議案第 9 2 号

京丹後市犯罪被害者等支援条例の一部改正について

京丹後市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

本条例が施行された当時から犯罪被害者等を取り巻く環境は大きく変化しており、今日の社会情勢にあった十分な支援体制及び支援の推進ができるよう所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例

京丹後市犯罪被害者等支援条例（平成24年京丹後市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 二次的被害 犯罪等により被害を受けた後に、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、名誉のき損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

第5条中「とともに、」の次に「二次的被害が生じることのないよう」を加える。

第12条を第14条とし、第8条から第11条までを2条ずつ繰り下げ、第7条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が地域社会で安心して日常生活を営めるよう、生活支援及び精神的負担への配慮その他の必要な支援を行うものとする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(犯罪被害者等支援に関する計画)

第6条 市は、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する基本的な計画を定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第9条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

京丹後市犯罪被害者等支援条例(平成24年京丹後市条例第18号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市犯罪被害者等支援条例</p> <p>平成24年3月27日 条例第18号</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略)</p> <p>第3条・第4条 (略) (市民及び事業者の責務)</p> <p>第5条 市民及び事業者は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、 市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。</p> <p>第6条・第7条 (略)</p> <p>第8条～第12条 (略)</p>	<p>京丹後市犯罪被害者等支援条例</p> <p>平成24年3月27日 条例第18号</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) <u>(4) 二次的被害 犯罪等により被害を受けた後に、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、名誉のき損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。</u></p> <p>第3条・第4条 (略) (市民及び事業者の責務)</p> <p>第5条 市民及び事業者は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、<u>二次的被害が生じることのないよう</u>市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。 <u>(犯罪被害者等支援に関する計画)</u></p> <p>第6条 市は、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、<u>犯罪被害者等の支援に関する基本的な計画を定めるものとする。</u></p> <p>第7条・第8条 (略) <u>(日常生活の支援)</u></p> <p>第9条 市は、<u>犯罪被害者等が地域社会で安心して日常生活を営めるよう、生活支援及び精神的負担への配慮その他の必要な支援を行うものとする。</u></p> <p>第10条～第14条 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第9条の規定は、令和7年4月1日から適用する。</u></p>

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 6 年 9 月 定例会

議案の 件 名	議案第92号 京丹後市犯罪被害者等支援条例の一部改正について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ 条例 その他（ ）
------------	-----------------------------------	------------	-------------------------------

<<政策等の概要>> 本条例が施行された当時から犯罪被害者等を取り巻く環境は大きく変化しており、今日の社会情勢にあった十分な支援体制及び支援の推進ができるよう条例に二次的被害の防止、条例に基づく計画策定の文言を加え、犯罪被害者等の支援に日常生活支援を加える改正を行うものである。	<<市民参加の状況>> 有 ・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）													
	<<財源措置の状況>> （単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入） （単位：千円）													
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源								
<<政策等の必要性>> 近年、犯罪被害者等に対するインターネットを通じた誹謗中傷や配慮の不足から犯罪被害者等への二次的被害が発生しているほか、犯罪被害者等が受ける被害の状況、必要とする支援は各々であり、一人ひとりにあった支援を提供する必要がある。	<<将来にわたる効果及び経費の状況>> 市民一人ひとりが二次的被害が発生しないよう配慮することにより、新たな被害を防止できるとともに、安心安全なまちづくりに対する理解が促進されることが見込まれるほか、犯罪被害者等の支援に日常生活支援を加えることで犯罪被害者等の日常生活の再建につなげることができる。													
<<提案に至るまでの経緯>> H24.4.1 京丹後市犯罪被害者等支援条例施行 R6.8.19 例規審査委員会	<<総合計画等の整合>> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">総合計画 計画項目</td> <td style="background-color: #fff9c4;">22</td> <td style="background-color: #fff9c4;">人権を尊重するまちづくり</td> </tr> </table> ○その他の計画(該当する場合のみ) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">計画名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">策定年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">計画期間</td> <td></td> </tr> </table>					総合計画 計画項目	22	人権を尊重するまちづくり	計画名称		策定年度		計画期間	
総合計画 計画項目	22	人権を尊重するまちづくり												
計画名称														
策定年度														
計画期間														
<<政策等の実施時期>> 公布の日から施行する。ただし、改正後の第9条の規定は、令和7年4月1日から適用する。	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）											
	市民環境部	市民課	有・ 無											